## 3.障がいのある学生とは

(独)日本学生支援機構では、「障害者基本法 (※)」に則り、障がいのある学生とは、身体障 害者手帳、精神障害者保健福祉手帳および療 育手帳を有しているか、健康診断等で障がい があることが明らかになった学生と定義してい ます。長岡大学もこの考え方に従っています。

ただし、学生と保護者の方が根拠資料を提出することが困難な場合、または学生と保護者の方からの申し出がなくとも、学生の困難な状況を認識した教職員からの提案があった場合は、学生を含めて相談を行い、支援が必要であると認定した学生を支援の対象とします。

障がいのある学生は、入学前から入学後も、 修学に必要な支援の要請を申し出ることができます。学生の教育的ニーズと意思について 十分に話を聴き、学生と保護者の方と大学と の合意の下で策定した支援内容に沿って支援 を行います。また、支援が円滑かつ継続的に行われるように調整します。

#### (※)障害者基本法

「障害者基本法」第二条 定義 障害者 身体障害、知的障害、精神障害 (発達障害を含む。)その他の心身の機能 の障害(以下「障害」と総称する。)がある 者であって、障害及び社会的障壁により 継続的に日常生活又は社会生活に相当な 制限を受ける状態にあるものをいう。

## 4.合理的配慮

障がいのある方が学びたいことを十分に学べるようにするための、必要に応じた工夫を「合理的配慮(※)」といいます。

「合理的配慮」は対話から始まります。

障がいのある学生への支援をともに考えていき ましょう。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

#### (※)合理的配慮とは

「合理的配慮」とは、障がい者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「障害者の権利に関する条約」第二条 定義(抜粋)

# 🗱 長岡大学

# 障がいのある学生への支援



## 5.相談窓口

#### 長岡大学 入学課 (入学前) 学生課 (入学後)

〒940-0828 長岡市御山町80-8

TEL:0258(39)1600 FAX:0258(33)8792

受付時間 月曜日~金曜日 9:00 ~17:00

https://www.nagaokauniv.ac.jp/campuslife/ student-supports/

皆さんから頂きました個人情報につきましては、「学校法人中越学園個人情報保護規程」に則り適正 に取り扱います。 長岡大学は、障がいのある学生への支援 として国の定める「障害者基本法」に則り、 平成28年度に「長岡大学障害学生支援規程」を定め、平成29年度より「長岡大学障が い学生支援委員会」を発足させました。

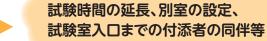
長岡大学は、「障害者基本法」を遵守し、 障がいのある学生の皆さんにも等しく本学 での修学を支援します。

#### 長岡大学障がい学生支援委員会

### 1.支援の概要 以下の支援は一例です

### 入学試験に対する配慮

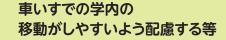
障がいにより入学試験を 受けることに困難がある





### 学内の移動に対する配慮

【下肢機能障がい】 学内での移動が困難





### 講義や試験等に対する配慮

#### 【聴覚障がい】

【肢体不自由】

講義内容が聞き取りづらい



聴講席を最前列の指定席にする等



試験時間の延長を認める等



#### 【発達障がい】

口頭での指示を理解する ことが難しい

わからないことがあっても

うまく伝えることができない

通常の時間内に答案を

記入することが難しい



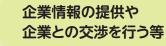
文書等により伝達する等



困っているように見えたら声がけをして 質問しやすいようにする等

#### 就職活動に対する配慮

障がい者雇用枠がある企業や、 特性を配慮してくれる企業へ 就職したい





## 2.支援申請の流れ

#### 入学前

本学の入学試験の受験をご希望されるご本人、保護者の方と、受験に際しての配慮・支援および入学後の配慮・支援をご相談させていただきます。

- 1 受験生の支援相談者(本人又は保護者)から 入試および入学後の支援についてのお問い合せ
- 2 入学課にて受付け
- 3 支援相談者から受験上の配慮申請書の提出
- 4 障がい学生支援委員会で支援内容を検討
- 5 決定した支援内容の支援相談者への通知
- 6 受験時の配慮・支援の実施

#### 在学生

本学の修学等に必要な配慮・支援をご本人、 保護者の方とご相談の上、決定いたします。

- 1 在学生の支援相談者(本人又は保護者)から 修学支援についてお問い合せ
- 2 学生課にて受付け
- 3 支援相談者から支援申請書の提出
- 4 障がい学生支援委員会で支援内容を検討
- 5 支援相談者と相談の上、支援内容を決定
- 6 合意書・配慮支援申請書の提出
- 7 決定した支援内容の支援相談者への通知
- 8 支援の開始 ←